

## 【会社法】

## 令和元年改正会社法と実務上の留意点



大江橋法律事務所  
弁護士  
土屋 佑貴

tsuchiya@ohebashi.com



大江橋法律事務所  
弁護士  
尾形 優造

y-ogata@ohebashi.com



大江橋法律事務所  
弁護士  
具嶋 光弘

gujima@ohebashi.com

大江橋法律事務所  
弁護士  
後岡 伸哉

nochioka@ohebashi.com

## 第1 はじめに

令和3(2021)年3月1日、令和元(2019)年12月11日に公布されていた令和元年改正会社法(以下「改正会社法」といいます。)並びに令和2(2020)年11月27日に公布されていた令和2年改正会社法施行規則(以下「改正施行規則」といいます。)及び令和2年改正会社計算規則(以下「改正計算規則」といいます。)が施行されました。なお、株主総会資料の電子提供及び支店の登記の廃止に関する改正部分は令和4(2022)年度中の施行が予定されています。

今般の改正は、平成26年改正に続いて、会社法施行後、2度目の本格的な改正となっており、その実務上の影響も少なくありません。改正の全般的な内容については既に立案担当者による解説や論考があるため<sup>注)1</sup>、本記事では、改正項目を網羅するのではなく、直近のご相談事例等も踏まえ、実務上特に留意すべき項目に絞って検討したいと思います。

## 第2 株主総会に関する規律の見直し

## ■ 株主総会資料の電子提供制度の創設

## (1) 概要

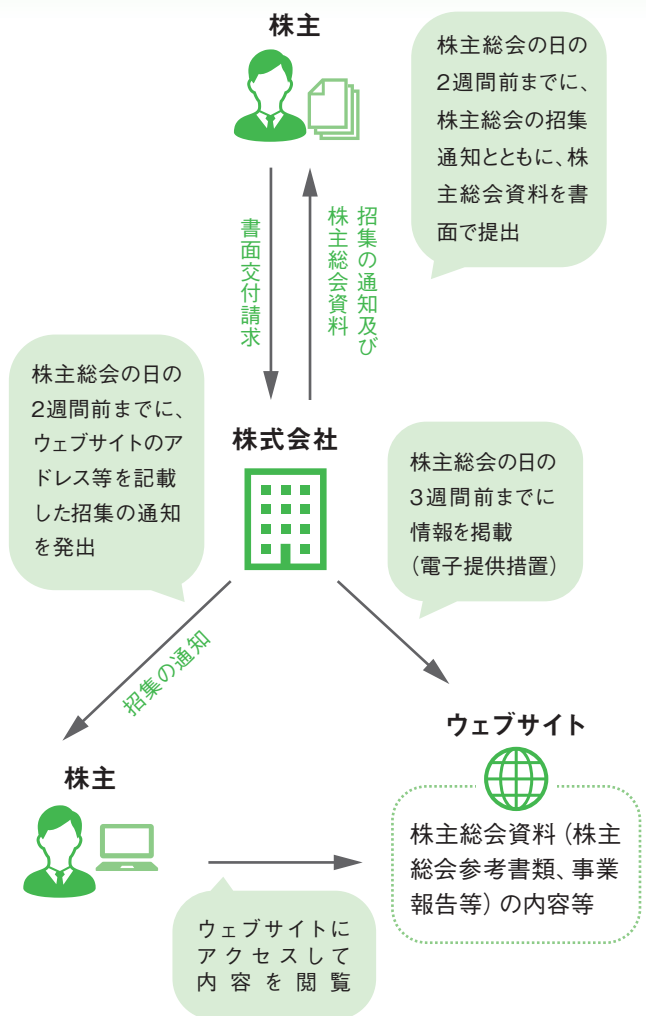
株主総会資料の電子提供制度が創設され(改正会社法325条の2以下)、電子提供措置をとる旨を定款に定めた会社は、株主の個別の承諾を得ることなく、電子提供措置事項を自社のウェブサイト等に掲載し(改正会社法325条の3)、株主に対して招集通知を交付しそのURL等を通知する方法により(改正会社法325条の4)、株主総会資料を株主に提供することができるようになりました。

株主は、会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求できますが、一部の事項については、定款で定めることにより、電子提供措置事項記載書面への記載を省略することが可能とされています(改正会社法325条の5)。

上場会社をはじめとする振替株式を発行している会社は、電子提供制度の利用が義務付けられますので注意が必要です<sup>注)2</sup>。(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」といいます。)による改正後の社債、株式等の振替に関する法律(以下「改正振替法」といいます。)159条の2第1項)。

<sup>注)1</sup> 別冊商事法務編集部編「令和元年改正会社法2——立案担当者・研究者による解説と実務対応——」別冊商事法務No.454(2020年)、竹林俊憲編「一問一答令和元年改正会社法」(商事法務、2020年)等。

<sup>注)2</sup> 改正会社法の施行日に電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなされます(整備法10条2項)。



(法務省民事局「会社法の一部を改正する法律の概要」)

## (2) 実務上の対応

### (i) 定款変更の内容とタイミング

電子提供措置をとる会社は、電子提供措置の創設に伴い以下の三点の定款変更を行うことが考えられます。

- ① 電子提供措置をとる旨の定め
- ② 電子提供措置事項記載書面の記載事項の一部省略に関する定め
- ③ ウェブ開示によるみなし提供制度に関する定めを削除

これらの定款変更のタイミングとしてはまず改正会社法の施行日(令和4(2022)年度中。以下、第2の1において同じ。)前に、改正会社法の施行を停止条件として定款変更の株主総会決議を行うことが考えられます。施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続については電子提供措置に係る規定は適用されませんので(整備法10条3項)、ウェブ開

示に関する定めは施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会についてなお効力を有するものとする附則を設ける必要があります。この点は、施行日後6か月を経過するまでの間に定款変更を行う場合も同様です。

一方、定款変更が改正会社法の施行日から6か月経過後となってしまうと、上場会社では定款変更を行う株主総会の招集に際しても電子提供措置が必要となり、書面交付請求を行った株主に対する電子提供措置事項記載書面の記載事項の省略もできません。

そのため、定款変更のタイミングについては、改正会社法の施行日の動向も踏まえて検討しておく必要があります。

### (ii) 株主に交付する任意の株主総会資料の交付

電子提供措置制度の下においては、書面で交付する資料を、1頁から2頁程度の招集通知と議決権行使書面だけとすることが可能です。しかし、それだけでは個人株主の議決権行使率の低下を招くおそれがあるため、議案の簡単な内容を記載した書面の交付等の対応をした方が良いのではとの指摘もあります<sup>注)3</sup>。

したがって、自社の株主構成等のそれぞれの状況を踏まえて、こういった書面をどのような場面で交付するのか検討することが重要です。

## 2 株主提案権の行使制限

### (1) 概要

改正会社法においては、取締役会設置会社の株主が同一の株主総会において提出することができる議案の数の上限を十とする制限が設けられました(改正会社法305条4項)。

当該制限に関しては、以下のとおり一定の議案の個数の数え方を定める規定も設けられています(改正会社法305条4項)。

注)3 神田秀樹他「座談会 令和元年改正会社法の考え方」商事法務2230号10頁(井上卓発言)(2020年)。

- 役員等の選任に関する議案
- 役員等の解任に関する議案
- 会計監査人を再任しないことに関する議案



議案の数にかかわらずそれぞれ一の議案とみなす

- 定款変更議案



議案について異なる議会がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす

からの意見書を取得するなどの対応を行う

各社の株主構成等も踏まえて、このような対応方法をあらかじめ検討しておくとともに、株式取扱規程に上記定めを置くことも一考に値します。

## 第3 取締役等に関する規律の見直し

### 1 取締役の報酬等に関する見直し

#### (1) 取締役の報酬等の決定の方針

##### (i) 概要

取締役の報酬等の決定手続の透明性を高めるため、①有価証券報告書提出義務を負う公開会社かつ大会社である監査役会設置会社及び②監査等委員会設置会社においても、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することが求められることになりました(改正会社法361条7項)。

##### (ii) 実務上の留意点

この規定については、特段の経過措置が設けられていないものの、施行日後すみやかに決定することでも許容されると解されています。もっとも、施行日後に、当該決定方針が決定されていないにもかかわらず、取締役の個人別の報酬等の内容を決定した場合には、当該決定が無効と解されることに留意が必要です。また、施行日後にその末日が到来した事業年度に係る事業報告の内容には当該決定方針の概要を含めなければならないことから(改正施行規則121条6号ロ)、当該決定方針が決定されていないために事業報告への記載ができないといった事態に陥らないように留意が必要です。

#### (2) 実務上の対応

同一の株主により株主提案権が行使される議案の数が十を超える場合には、原則として取締役が定めた「十を超える数に相当することとなる数の議案」についてのみ拒絶することができません(改正会社法305条5項)、具体的には以下のような対応が実務上考えられます<sup>注)4</sup>。

- ① 十を超えて提案した議案を取り下げるよう協議を行う
- ② ①に応じない場合等、株式取扱規程に定めたルール(例えば、株主が記載している順序に従って、横書きの場合には上から数えて決定するなど)<sup>注)5</sup>に従い、取締役会が決定する
- ③ ②によっても決定が難しい場合や議案の数え方について株主と紛糾することを避けたい場合には、
  - a. 株主の議決権行使に関する予測等も踏まえて  
否決が確実に見込まれるのであれば、株主総会に付議する
  - b. 本格的に争うことが想定される場合には、弁護士

<sup>注)4</sup> 高木弘明・野沢大和「株主提案権の制限」商事法務2231号24頁、25頁及び29頁注17(2020年)。

<sup>注)5</sup> 竹林俊憲他「令和元年改正会社法の解説〔II〕」商事法務2223号9頁注10(2020年)。

## (2) 非金銭報酬等に係る定款又は株主総会決議事項に関する規律の見直し

### (i) 概要

株式又は新株予約権を報酬等とする場合に希釈化の影響や報酬等を付与する必要性を株主が適切に判断できるようにするため、非金銭報酬等に関して、定款又は株主総会の決議によって定めなければならない事項が明確化されました(改正会社法361条1項3号・4号・5号、改正施行規則98条の2・3・4)。

### (ii) 実務上の留意点

施行日前に既に株主総会において決議されている非金銭報酬等については、①施行日前にされた株式報酬に係る株主総会決議の内容が改正会社法及び改正施行規則に定める事項を網羅している場合、又は②当該非金銭報酬等を受け取ることができる権利が取締役の具体的な権利として発生している場合には、改めて株主総会の決議を経る必要はないと解されています。

実務上、株式報酬に関する仕組みは各社各様であり、また立案担当者から明確な指針が打ち出されているわけでもないため、上記①②については慎重な検討を要します。特に上記①との関係で、(i)株式報酬についてその返還の仕組みであるクローバック条項<sup>注6</sup>が存在する場合において、当該条項が、当該株式報酬に係る株主総会の決議によってその「概要」(改正会社法361条1項3号・5号イ、改正施行規則98条の2第2号・3号、98条の4第1項2号・3号)を定めるべき事項に含まれるか、(ii)仮に含まれる場合、その「概要」としてどこまで詳細に定めるべきか、についてよくご相談いただいております。クローバック条項にも様々なものがあることから、取締役適切なインセンティブを付与する株式報酬かどうかを株主が判断するために必要な事項かという観点から、クローバック条項を発動させる事由の趣旨や目的を踏まえて、個別具体的に検討することになります。

**注6** 本記事において、クローバック(Clawback)条項とは、過度なリスクテイクによる経営の防止を目的として、一定の事由が生じた場合に、取締役等に対し、業績連動報酬等の役員報酬の返還を義務付ける条項を意味します。

## 2 補償契約の内容の決定の手続・範囲に関する規定の新設

### (1) 概要

会社が、役員等とその職務の執行に関して発生した費用(防衛費用等)や損失の全部又は一部を事前又は事後に負担することを会社補償といいます。改正会社法では、「補償契約」を定義した上で、契約の内容決定に係る手続や契約に基づき補償できる範囲等について規定しています(改正会社法430条の2)。なお、改正会社法の下でも、「補償契約」に基づかない会社補償、例えば、民法の委任の規定で許される範囲内で会社補償を行うことができなくなるわけではありません<sup>注7</sup>。

### (2) 当面必要となる実務上の対応

#### (i) 補償契約の締結の要否の検討

役員等賠償責任保険に加入されている会社が多いと思われませんが、役員等賠償責任保険と補償契約とでは、カバーされる範囲や支払いまでの手続等を比較すると一長一短があるため、役員等の職務の執行が委縮することがないように適切なインセンティブ付けとなっているかという観点から、自社の現状に照らし検討が必要です。

#### (ii) 補償契約の内容決定

取締役会設置会社の場合には、取締役会決議で補償契約の内容を決定する必要があります(改正会社法430条の2第1項)。全取締役を被補償者として補償契約を導入する際には、全取締役が決議について共通の利害関係を有していることとなるため、「特別の利害関係」(会社法369条2項)はなく、被補償者ごとに取締役会決議を経る必要はないと考えられます<sup>注8</sup>。

#### (iii) 株主総会参考書類及び事業報告での開示

3月決算・6月総会の会社の場合、改正会社法施行日(令和3年3月1日)以後、事業年度内に役員(取締役、監査役及び執行役)

**注7** 神田他・前掲注3・26頁、27頁[神田秀樹発言]、竹林俊憲他「令和元年改正会社法の解説〔IV〕」商事法務2225号、5頁注2(2020年)。  
**注8** 落合誠一編「会社法コメンタール8—機関(2)」157-158頁[田中亘執筆](商事法務、2009年)、竹林編・前掲注1・144-145頁参照。

との間で新たに補償契約を締結すれば、事業報告において当該役員の氏名と契約の概要を、また役員候補者との間で補償契約を締結する予定があれば株主総会参考書類において補償契約の概要を開示しなければなりません(改正施行規則74条1項5号、121条3号の2、附則2条6項、10項)。

### 3 役員等賠償責任保険契約の内容の決定に必要な手続に関する規定の新設

#### (1) 概要

現在、多くの会社でいわゆるD&O保険を契約されていますが、改正会社法では、「役員等賠償責任保険契約」を定義した上で、「役員等賠償責任保険契約」の締結に必要な手続を規定しています(改正会社法430条の3)。

#### (2) 当面必要となる実務上の対応

##### (i) 役員等賠償責任保険契約の内容決定

取締役会設置会社の場合には、取締役会決議で役員等賠償責任保険契約の内容を決定する必要があります(改正会社法430条の3第1項)。具体的には、保険金額、保険料、各種特約、免責事由、株主代表訴訟負担特約の会社負担、被保険者(特に子会社の役職員等を含むか)といった主要な内容を決定する必要があります。役員等賠償責任保険契約は現在及び将来の全取締役を被保険者とすることが一般的と思われ、その場合には、全取締役が決議について共通の利害関係を有していることになるため、「特別の利害関係」(会社法369条2項)はなく、被保険者ごとに取締役会決議を経る必要はないと考えられます<sup>注)9</sup>。

なお、改正会社法以前は、契約の更新にあたり、契約内容に重要な変更がない限り取締役会決議を経る必要はないとの見解も多かったように思われます。しかし、立案担当者からは、保険契約を更新する際には改めて保険契約の内容を決定することになるため、取締役会決議を経る必要があるとの指摘がされていますので<sup>注)10</sup>、実務が固まるまでは、更新の都度、取締役会決議を経るとするのが穏当ではないかと思われます。

##### (ii) 株主総会参考書類及び事業報告での開示

多くの会社では、改正会社法施行日(令和3年3月1日)以前から、役員等賠償責任保険を締結されていると思います。その場合、事業報告において締結済みの役員等賠償責任保険契約の概要等を開示する必要はありませんが、当該保険契約を施行日後に更新した場合又は更新する予定がある場合には、株主総会参考書類において当該保険契約の概要を開示しなければなりません(改正施行規則74条1項6号、附則2条6項、10項)。

### 4 社外取締役の設置義務化及び役員等の選任議案に係る株主総会参考書類の記載事項の充実化等

#### (1) 概要

日本の証券市場への信頼を確保するため、有価証券報告書提出義務を負う公開会社かつ大会社である監査役会設置会社は、社外取締役を置かなければならないこととなりました(改正会社法327条の2)。また、社外取締役を選任する議案に係る株主総会参考書類の記載事項として、社外取締役候補者につき、社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要が追加されました(改正施行規則74条4項3号、74条の3第4項3号)。

#### (2) 実務上の留意点

社外取締役の設置義務化については、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは適用しないとの経過措置があります(改正会社法附則5条)。そのため施行日後を末日とする事業年度において社外取締役に置いていない場合、定時株主総会においては社外取締役に置くことが相当でない理由を従前どおり説明する必要があるとともに、社外取締役に選任しない場合には不適法状態になるため留意が必要です。また、欠員が生じる場合に備えて補欠社外取締役に選任しておくことも検討を要します。

注)9 落合編・前掲注8・157-158頁、竹林編・前掲注1・144-145頁参照。

注)10 竹林編・前掲注1・129頁注2。

株主総会参考書類及び事業報告の記載事項についての改正は、経過措置により、2021年3～5月総会には適用がないこととなるものが多い中で、参考書類の記載事項のうち、社外取締役を選任された場合に果たすことが期待される役割の概要については、施行日以後に「招集の手続が開始された」株主総会において記載が必要となります(改正施行規則附則2条9項)。すなわち、参考書類の記載事項を含めて会社法298条1項各号に掲げる事項が取締役会の決議によって決定された時点が基準になりますので、4月総会であっても、2021年3月1日以降に当該取締役会決議が行われる場合には当該記載が必要になることに留意が必要です。

## 5 業務執行の社外取締役への委託

### (1) 概要

社外取締役に期待される行為についてセーフ・ハーバー・ルールを設ける趣旨で、会社と取締役が利益相反状況にあるとき、その他取締役が業務執行をすると株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社においては取締役会決議)により社外取締役に業務執行を委託できるものとされました(改正会社法348条の2第1項)。

### (2) 実務上の留意点

株式会社の業務の執行を社外取締役に委託した事実は、事業報告の内容に含めなければならない事項(会社法435条2項、施行規則117条1号、第2編第5章第2節第2款参照)として、掲げられてはいないものの、「各社外役員の当該事業年度における主な活動状況」(施行規則124条1項4号)として事業報告の内容に含めなければならない場合もあるため留意が必要です。

## 第4 株式交付制度の創設

### 1 概要

改正会社法において、株式交付制度が創設されました。株式

交付は、買収会社が自社の株式を対価として被買収会社の株式を取得する手法の一種です。改正会社法では「株式会社が他の株式会社をその子会社(中略)とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付すること」と定義されています(同法2条32号の2)。

買収会社が自社の株式を対価として被買収会社の株式を取得する会社法上の制度としては株式交換がありますが、株式交換は買収会社が被買収会社の発行済株式のすべてを取得し、被買収会社を完全子会社化する制度です。これに対し、株式交付は、被買収会社の株式の一部を取得し、子会社化しようとする場合にも用いることができる点が特徴です。

今後M&Aを行う場合には、株式交付も選択肢の一つとして検討することが考えられます。

## 2 実務上の留意点

### (1) スキーム検討上の留意点

株式交付は、株式会社が他の株式会社を、議決権の過半数を保有する子会社としようとする場合にのみ利用できます(改正施行規則4条の2、3条3項1号)。議決権の過半数の保有までは予定していない場合や、既に議決権の過半数を保有している子会社の株式を買い増す場合には利用できません。

### (2) 対価設定上の留意点(手続への影響、税務上の影響)

株式交付親会社は、株式交付の対価として、株式交付親会社の株式と併せて、それ以外の金銭等を交付することも可能です(いわゆる混合対価)。

もともと、対価の総額に占める株式交付親会社の株式の額の割合を95%以下とする場合<sup>注)11</sup>には、債権者異議手続が必要となります。債権者異議手続が必要な場合、最低1か月の異議申述期間を設けなければならず(改正会社法816条の8第2項但し書き)、株式交付のスケジュール設定に影響します。

<sup>注)11</sup> 正確には、株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)が株式交付親会社の株式を含む対価の総額の20分の1未満である場合以外の場合を指します(改正施行規則213条の7)。

また、令和3年度税制改正では、株式交付子会社の株主が株式交付の対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限り、譲渡益課税の繰り延べを認めることとされています。すなわち、株式交付子会社の株主が受け取る対価の総額のうち、株式交付親会社の株式の価額が80%未満であると、譲渡益課税の繰り延べが認められません。譲渡益課税の繰り延べが認められないと株式交付子会社の株主が株式交付に応じるインセンティブを削ぐ要因となりますので、混合対価の設定にあたってはこの点にも留意が必要です。

### (3) 手続上の留意点

株式交付の手続は改正会社法において創設されたものですが、その多くは株式交換の規定を参考にしたものです。株式交付の必要書類の作成、準備にあたっては、多くの場面で株式交換におけるこれまでのプラクティスを参考にできると考えられます。

ただし、株式交付親会社が上場株式等の振替株を対価とする場合には、改正振替法に、会社法の特例たる手続が規定されていることに留意が必要です。その他、株式交付には、金融商品取引法上の規制(公開買付規制、発行開示規制)が適用される場合があることにも留意を要します。

ドの改訂とあわせて、改正会社法の施行を自社のガバナンスを改めて見つめ直す契機とし、他社の動向も視野に入れつつ改正会社法の趣旨を踏まえた適切なガバナンス体制の構築・運用を行うことで企業価値をより一層高めていただければと存じます。

以上

## 第5 おわりに

今般の会社法改正は、主にコーポレート・ガバナンスの実質的な向上を目的としており、その内容は非常に多岐にわたります。電子提供措置制度等については令和4(2022)年度中の施行とまだ時間はありますが、その他の改正会社法は既に施行され各社の対応が求められています。

アクティビスト・ファンドが活発に活動し、経営陣の同意を得ない買収が増加している近年の状況に照らしても、強固なガバナンス体制の構築や経営陣によるステークホルダーへの十分な説明・情報開示は、各社にとってこれまで以上に重要なテーマとなっています。本年中に予定されるコーポレートガバナンス・コー